

教育の大綱

平成 27 年度～平成 29 年度



御宿小と布施小の交流学习『自然観察会』

平成 27 年 11 月

御宿町・布施学校組合

はじめに

御宿町では、平成24年度に第4次総合計画を策定し、「笑顔と夢が膨らむまち～ともに支え合う挑戦と再生～」を基本理念としました。住民が希望を持ち、住んで良かったと思う特色あるまちづくりをめざし、「人」「物」「自然環境」といった地域資源を最大限に生かしたまちづくりに取り組んでいます。

そうした中、平成27年4月からの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、教育委員会制度は大きく変わりました。

この改正により、新たに首長が「総合教育会議」を立ち上げ、教育委員会との議論の中で教育に関する「大綱」や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行うことにより、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されています。

この大綱には、今後の御宿町・布施学校組合における教育目標、重点的に取り組む施策、進むべき方向性を掲げています。

ふるさとの未来を担う“御宿っ子”“布施っ子”のため、またその子どもたちを見守り育てる住民のみなさんのため、今後も、先人が築き永く継承してきた郷土の歴史や文化・伝統を守り、伝え、そして未来につなげていく、そのような教育行政を推進してまいります。

平成27年11月

御 宿 町 長
布施学校組合管理者

石 田 義 廣

目 次

第 1 大綱策定の概要

- 1. 大綱策定の背景と趣旨 1
 - 2. 大綱の位置づけと計画期間 1～2
 - (1) 大綱の位置づけ
 - (2) 大綱の計画期間
- [イメージ図]

第 2 御宿町・布施学校組合のめざす教育

- 1. 基本方針 3
- 2. 重点目標 3
- 3. 基本施策 4～8
 - 重点目標 1 就学前の教育環境と児童福祉の充実
 - 重点目標 2 「生きる力」を育む学校教育の充実
 - 重点目標 3 生涯学習の推進と青少年の健全育成
 - 重点目標 4 文化歴史の継承と文化財保護

- 「用語解説」 9～10

第 1 大綱策定の概要

1. 大綱策定の背景と趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）が平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長と教育委員会の連携強化、地方に対する国の関与の見直しなど、制度の抜本的な改革を行うものです。

また、同法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、地方公共団体の長は教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針である「国の第 2 期教育振興基本計画（対象期間：平成 25 年度～平成 29 年度）」を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策の大綱を定めることとされました。

策定にあたっては、教育行政に関する住民の意向を反映させるため、同法第 1 条の 4 第 1 項に定める首長と教育委員会で構成する「御宿町・布施学校組合総合教育会議」において協議、調整しておりますが、この大綱は、御宿町・布施学校組合の教育の目標や施策の方針、めざす方向性を示した計画であると同時に、未来を担う“御宿っ子”“布施っ子”を育むための、学校や家庭、地域のすべての大人へのメッセージでもあります。

2. 大綱の位置づけと計画期間

（1）大綱の位置づけ

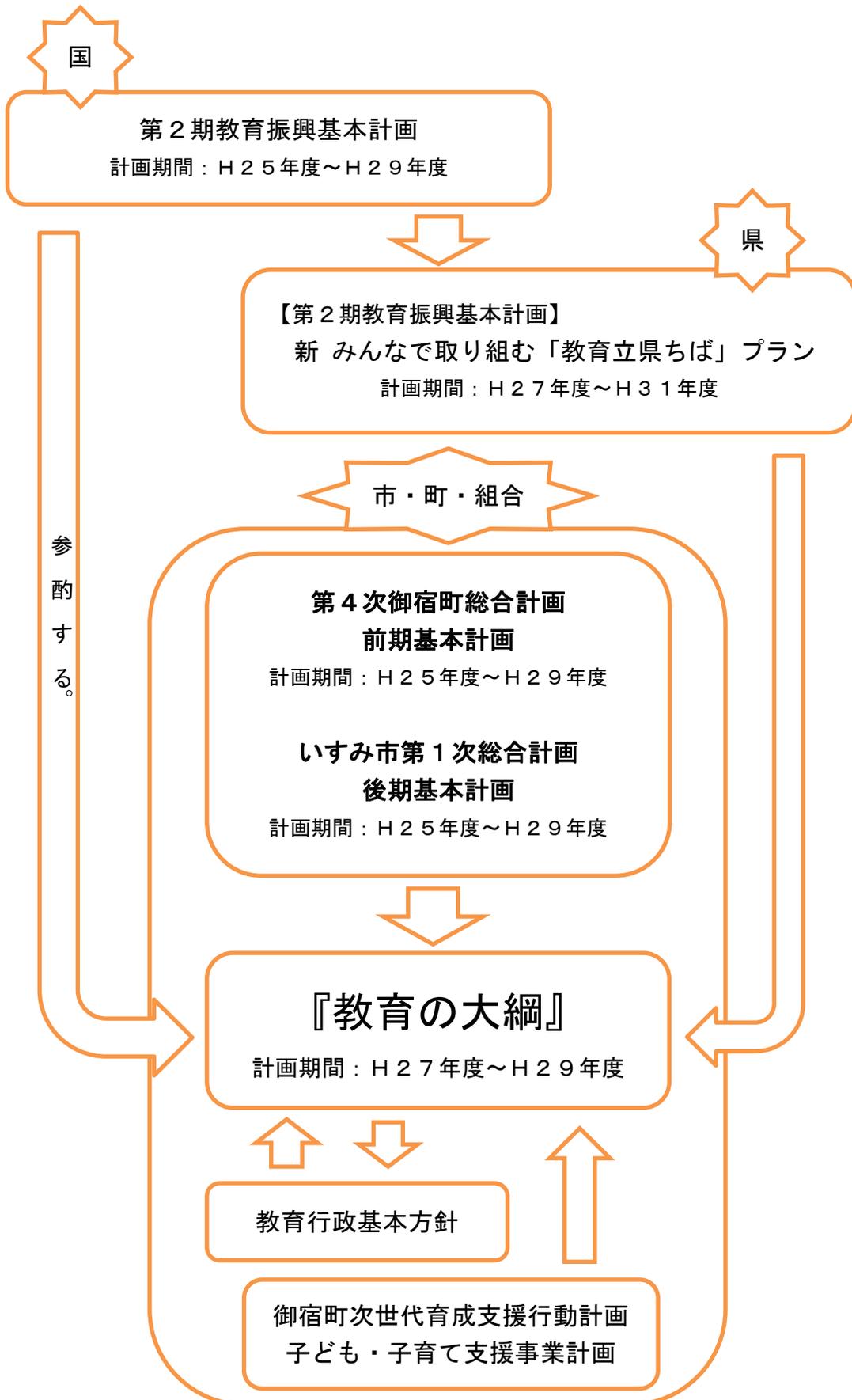
この大綱は、御宿町・布施学校組合の教育行政を推進するための基本指針となることから、市町の計画や施策との整合性が保たれる必要があります。第 4 次御宿町総合計画及びいすみ市第 1 次総合計画の基本構想に定める基本理念の達成に向け、御宿町・布施学校組合の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするもので、別途、御宿町・布施学校組合教育委員会が策定した「御宿町・布施学校組合教育行政基本方針」と連動しています。

（2）大綱の計画期間

この大綱は、第 4 次御宿町総合計画の前期基本計画及びいすみ市第 1 次総合計画の後期基本計画に基づき事業を展開していくため、その周期と同じく平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間を対象とします。

また、平成 30 年度には新しい学習指導要領が示されることが予想され、正式な改定は遅れると見込まれるものの、決定されている内容について次期大綱に反映させていく上でも、この期間とします。

[イメージ図]



第2 御宿町・布施学校組合のめざす教育

1. 基本方針

第4次御宿町総合計画及びいすみ市第1次総合計画に示された基本理念を受け、御宿町・布施学校組合教育委員会の教育行政基本施策の基本方針を「まちづくりはひとづくり～次代を担う力を育む教育の推進～」としました。

21世紀は、「知識基盤社会」※1であると言われています。グローバル※2で変化が激しい時代を生き抜くためには、これまでのように単に知識を増やすだけの教育は役に立ちません。子どもたち一人一人が、将来にわたり変化の激しい社会において、他者と協力しつつ自律的に社会生活を送ることを願い、心の教育を基盤に、「確かな学力」を身に付け、「豊かな人間性」、「健康・体力」すなわち「生きる力」を、学校、家庭、地域で育む必要があります。

子どもたちは、身近な地域の中で多くの大人に支えられ、見守られ、時には諭されながら様々な体験を重ねることで成長していきます。子どもから大人まですべての住民が、ともに学び成長し続けるという「生涯にわたる人づくり」をめざし、教育施策を推進してまいります。

第4次御宿町総合計画における町の基本理念

笑顔と夢が膨らむまち～ともに支え合う挑戦と再生～

いすみ市第1次総合計画におけるいすみ市の将来像

人と自然の輝く 健康・文化都市 いすみ



御宿町・布施学校組合教育行政基本方針

まちづくりはひとづくり～次代を担う力を育む教育の推進～

2. 重点目標

重点目標1

就学前の教育環境と児童福祉の充実

重点目標2

「生きる力」を育む学校教育の充実

重点目標3

生涯学習の推進と青少年の健全育成

重点目標4

文化歴史の継承と文化財保護

3. 基本施策

次世代育成支援

重点目標1 就学前の教育環境と児童福祉の充実

次世代育成支援は、子育て家庭に対しての福祉という側面のみだけでなく、子どもの成長に良好な環境を整備し、将来の担い手を育成するという大きな意義を持つものです。将来の御宿町を担うすべての子どもたちが、健やかに生まれ成長できるよう、家庭、地域、行政等が連携し、子どもを生み育てやすい地域社会の実現を目指します。

(1) 保育所を拠点とし、幼児教育の充実を図ります。

保育所では、発達段階に合わせた基本的な生活習慣やコミュニケーションの在り方について学びます。また、幼児の健全な心身の発達のためのリズム体操等にも積極的に取り組みます。

老朽化が進む御宿保育所と岩和田保育所を統合し、新設移転を進めています。同時に、幼稚園の機能を取り入れた認定こども園※3への移行を進めています。

(2) 保育所と小学校の連携を推進します。

保育所と小学校の定期的な情報交換の場を持ち、連携を図ります。

また、教育支援委員会※4には保育士や保健師も参加し、それぞれの立場からより良い就学がかなうように努めます。

(3) 放課後児童クラブの充実に努めます。

保護者が就労等により日中家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童に対し、安全確保と遊びを通しての健全な育成を図ります。4年生以上のニーズに関しては、施設の面積・指導員確保などの問題からすぐに実施することは難しいため、徐々に体制を整えていくことを検討します。

※布施学校組合いすみ市地区の次世代育成支援の施策については、いすみ市の教育大綱に示されています。

重点目標2 「生きる力」を育む学校教育の充実

教育行政基本施策の基本方針である「まちづくりはひとづくり」の実現に向けて、子どもたちが将来地域社会に貢献できる社会人として成長できるよう、「地域で育つ、地域が育つ教育」を基盤として、学校と家庭、地域が関わりながら、一人一人の個性や能力を伸ばし、たくましく生き抜く力を育む教育を推進します。

(1) 「生きる力」を育む教育を推進します。

グローバル化や知識基盤社会が進む中では、知識・技能の伝達を行う授業だけではなく、「生きる力」を養う必要があります。「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育みます。特に「特別の教科である道徳」（道徳科）については、指導や評価の在り方について計画的に研修・準備を進め、できるだけ早く改正後の学習指導要領の各規定に合わせるように努めます。一方で特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、個々への丁寧な支援と授業のユニバーサルデザイン化※5を推進することで対応します。

(2) 少子化に対応するための教育の在り方を探ります。

少子化の影響による児童生徒数の減少は避けられません。（資料1参照）

そこで、個に応じた丁寧な対応が可能になるなど、小規模校の長所を十分に生かしながら、学校間の交流や様々な体験活動を積極的に行なうことで、人間関係や相互の評価などが固定化しやすいという短所に対応していきます。

【資料1】

御宿町・布施学校組合の児童生徒数の推計

年度・学校名	御宿小	御宿中	布施小	合計
平成27年度	197名	133名	53名	383名
平成28年度	180名	128名	59名	367名
平成29年度	173名	119名	60名	352名

(3) 地域の良さを生かした特色ある教育活動を推進します。

豊かな自然と歴史を誇る御宿町や布施学校区は、学習素材として高いパフォーマンスを持っています。「五倫鬻」のエピソードからも分かるように、御宿町の人々は昔から教育を大切にしてきました。「地域を通して様々なことを学ぶ特色ある教育活動」を展開するためには、家庭や地域の協力が不可欠です。地域をあげて子供たちの教育活動を支援し、教科書だけでは得られない知識・経験を育みます。

また、「防災・安全教育」は地域と切り離して進めることはできません。国際武道大学や拓殖大学など関係機関の協力のもとに実施する「サバイバルスイミング教室」※6や「ライフセービング学習」※7などを通して、地域の特性に起因する災害に備えた防災教育に取り組みます。

(4)「開かれた学校づくり」を目指します。

学校の裁量権限が拡大し、特色ある学校づくりが求められるようになるにつれて、学校の説明責任が問われるようになりました。学校評価の結果や教育目標、教育課程など、教育活動に係る情報を保護者や地域住民に向けて積極的に発信することで、保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを推進します。

(5) 安心安全な教育環境のため、学校教育施設の整備を推進します。

老朽化の激しい施設・遊具等については、子どもたちが安心して快適に過ごせるよう、計画的に整備・充実を図ります。

布施小学校の耐震補強工事を完了し、安全性を確保するとともに、現在の教育施設の機能向上に向けて計画的に整備を進めます。

また、御宿小学校や学校給食共同調理場については、平成 30 年に築 50 年を経過することから、建て替えを含めて協議します。

社会教育

重点目標3 生涯学習の推進と青少年の健全育成

町民の多種多様な学習ニーズを踏まえ、生涯にわたる自主的・自発的な学びの継続を支援していくとともに、学習環境の整備を図り、「学んだことを地域で生かす活動」を推進します。

(1) 広く学習機会を提供できるように学習環境の充実に努めます。

日本の平均寿命は非常に長いものとなり、御宿町でも高齢化が進んでいます。人生を設計し、生きがいをもって主体的に生きるとともに、自らの能力を生かし、地域における様々な活動に参加していくことは、地域社会の活性化という観点からも重要です。そのためには、様々な世代に対し、多様な学習の機会を提供することが必要です。城西国際大学や国際武道大学、千葉工業大学など縁ある学校の知的資産を積極的に活用し、町民が「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」学ぶことができる質の高い学習環境づくりを推進します。

(2) 青少年の健全育成に努めます。

21世紀を担う青少年が、夢と希望をもって心豊かにたくましく成長し、これからの国際社会で活躍できるよう、家庭、地域、学校、行政が連携・協力し、それぞれの役割を果たすことで社会全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。そのため、子ども会育成会連絡協議会や青少年相談員等の活動を支援するとともに、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

(3) 地域資源を生かしたスポーツ文化を定着させます。

ビーチバレーボールやライフセービングなど御宿の海や砂浜を積極的に活用したスポーツ文化を定着させます。また、2020年の東京オリンピック開催に向け、スポーツに関心を持ち、誰もが気軽にスポーツに参加できるような環境づくりに努めます。

重点目標4 文化歴史の継承と文化財保護

自らが暮らす郷土のことを知り、好きになり、語り継ぐことができるということは、自分の原点を知ることにつながります。郷土の歴史や文化、伝統、自然などを大切に、誇りと愛着をもった人材を育成します。

(1) 誇りある歴史と文化を守り継承します。

御宿町のシンボルである「月の沙漠」や「五倫文庫」、また有形・無形文化財である「ミヤコタナゴ」や「神楽囃子」などを保存・伝承するため、関係団体への活動支援を行うとともに、専門職員やボランティアの養成に取り組み、町民の文化財への関心を高める施策を推進します。

また、先人が築き永く継承してきた郷土の歴史や文化への誇りと愛着を深めるとともに、責任をもって次世代へ継承するよう広く情報発信に努めます。

(2) 御宿町と縁のある国や地域との交流を積極的に推進します。

メキシコ・スペイン・ドイツなど古くから交流がある国とは、御宿町国際交流協会等と連携し、文化的な交流を続けます。

また、40年以上続く野沢温泉村中学校と御宿中学校の「海と山の子交流会」は、異なる地域の生活様式や風習などを知ることができる大変貴重な体験となるため、今後も引き続き実施します。

※布施学校組合いすみ市地区の社会教育の施策については、いすみ市の教育大綱に示されています。

[用語解説]

※ 1 知識基盤社会

教育用語の1つで、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動基盤として飛躍的に重要性を増す社会」のこと。

※ 2 グローバル

政治・経済・文化など様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で「ヒト・モノ・情報」などのやり取りが行われること。

※ 3 認定こども園

教育と保育を一体的に行なう、言わば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設で、二つの機能を持っている。

① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行なう。

② 地域における子育て支援を行う機能

すべての子育て家庭を対象に、子育ての不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行なう機能

また、認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう4つのタイプに分かれている。

① 幼保連携型：幼稚園的機能と保育所的機能の両方をあわせ持つタイプ

② 幼稚園型：認可幼稚園が保育時間を確保するなど保育所的な機能を備えたタイプ

③ 保育所型：認可保育所が保育を必要な子ども以外も受け入れるなど幼稚園的機能を備えたタイプ

④ 地方裁量型 幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※ 4 教育支援委員会

心身に障がいがあることなどにより、特別な支援を必要とする児童生徒の適正な就学及び適切かつ継続的な教育支援を行うため、調査・審議する組織のこと。

[委員会の組織]

委員の数は最大で19名。

医師：1名、福祉機関代表（町保健師）：1名、保育所代表：3名以内
町内小中学校長：3名、町内小中学校担当者：9名以内
特別支援学校職員：1名、特別支援教育担当指導主事（県教委）：1名

※5 授業のユニバーサルデザイン化

ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害や能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）を言うことから、「授業のユニバーサルデザイン化」とは、すべての児童生徒がわかる喜びや意義を実感できるために、配慮を要する児童生徒には「ないと困る支援」で、他の児童生徒にも『有効な支援』を学級の実態、教科の特性、指導場面などに合わせて工夫した授業づくり」のこと。

※6 「サバイバルスイミング教室」

防災教育の一環として、小学校全児童を対象に実施する教室。学校のプールを利用して、水辺において自分の命を守るための知識や技能を習得する。

ライフジャケットの基本的な使用方法、水の中で落ち着いて行動し、体力を温存する方法、助けを求める方法などを学ぶことで、自分を守る意識を育てるとともに緊急時にも対応できるようにする。

※7 「ライフセービング学習」

地域資源を活用した取り組みのひとつで、「白い砂浜をもつ美しい海岸」と「400年前の人命救助の史実」という御宿町の特色を生かした学習で、中学校全生徒を対象に実施する。道徳や保健体育、総合的な学習の時間を利用し、学年ごとに課題を決めて3年間ですべてのカリキュラムを習得する。

海でのサーフィンやライフセービングの技能の習得、心肺蘇生法の基礎・実践、AEDの使用方法などを学習する。